

高槻市子育て支援に関するアンケート

調査ご協力をお願い

日ごろから市政に関するご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、平成27年3月に「高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援のためのさまざまな事業を推進しております。

現在の計画は令和6年度までの計画であるため、令和7年度（2025年度）以降に向けて、第3期の（仮称）「高槻市子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）」の策定に取り組んでいます。

そこで、現計画の策定時と同様に計画策定の基礎資料として市民の皆さまの子育てに関する状況や考えについて、アンケートを実施させていただくこととしました。

このアンケートは、高槻市にお住まいの就学前のお子さんを住民基本台帳から無作為に約7,000人抽出させていただき、その保護者の方にご協力をお願いするものです。

なお、回答にあたっては、ご回答者が特定されたり、他の目的に利用されたりすることは一切ございません。

つきましては、お忙しい中、大変恐縮ですが、調査の目的をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和5年10月

高槻市長 濱田 剛史

【ご回答にあたってのお願い】

1. 以下のQRコード又はURLから回答フォームにアクセスいただき、画面の指示に従って回答をご入力ください。なお、回答の際には通信料が必要となります。
2. 特に指定がある場合以外は、封筒の宛名のお子さんについてご回答ください。
3. アンケートには、お子さんの保護者の方がご回答ください。
4. 回答は、令和5年10月1日現在でご回答ください。
5. 各ご家庭、ご回答は1回でお願いします。

回答期間 令和5年10月〇日()~11月〇日()

○回答フォーム【QRコード】 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの商標登録です。

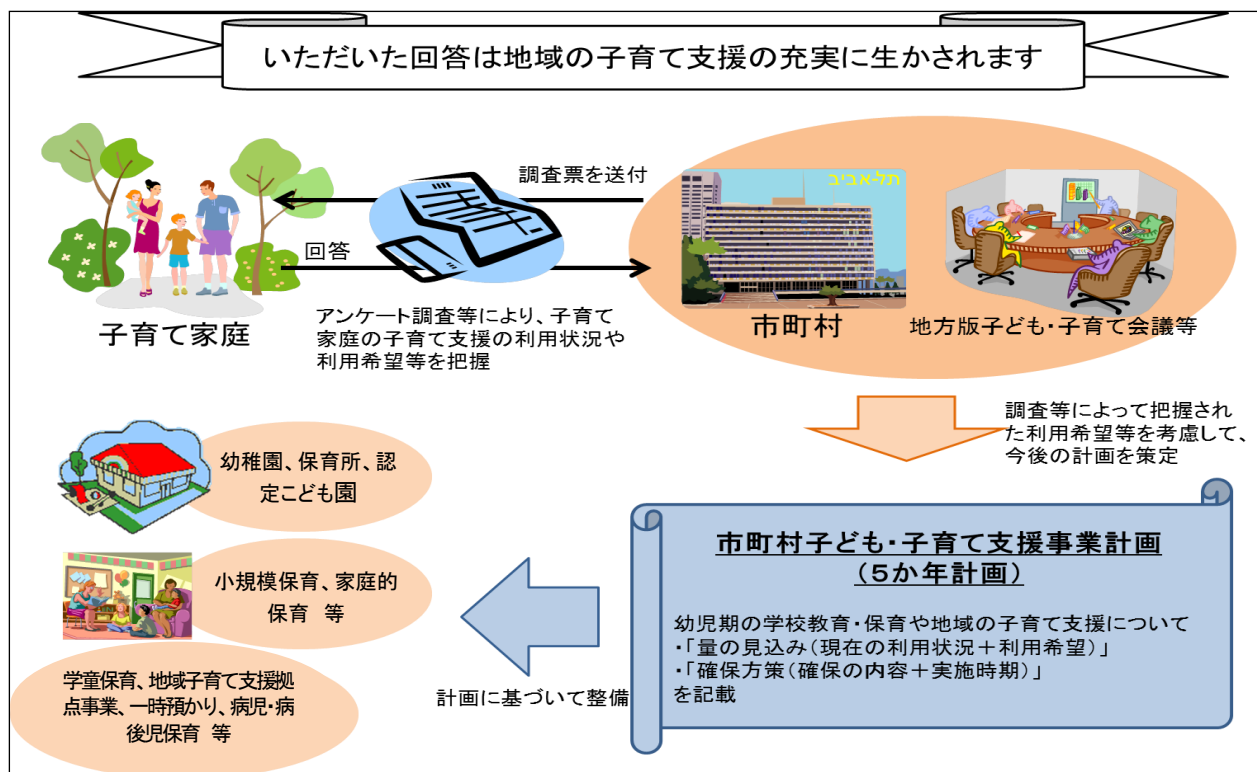


○回答フォーム【URL】

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9088

この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

高槻市 子ども未来部 保育幼稚園事業課 電話 072-674-7692



●用語の定義

幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）



アンケートにご協力いただきありがとうございます。
このアンケートは高槻市の子育て支援の充実に生かされます。
回答時間の目安は約20分です。

高槻市マスコットキャラクター「はにたん」
生まれた場所：今城塚古墳
誕生日：高槻市の「ハニワの日」の8月20日